

「平成17年度における財政運営のための 公債の発行の特例等に関する法律案」について

1 法律案の趣旨

本法律案は、平成17年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、平成17年度における公債の発行の特例に関する措置、年金事務費に係る国庫負担の特例に関する措置等を定めるものである。（第一条）

2 法律案に盛り込まれた措置の概要

(1) 特例公債の発行

平成17年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項但書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。（第二条）

(2) 年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成17年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設けることとする。（第三条～第五条、附則第二項）

3 法案の施行期日（附則第一項）

平成17年 4 月 1 日